



↑表紙は緑色です

65歳以上のかた 新型コロナウイルスワクチン接種 医療機関での個別接種を開始しました

医療機関などは、広報あきた6月18日号と同時配布した「新型コロナウイルスワクチン個別接種のお知らせ」をご確認ください。実施医療機関は、随時追加・修正されますので、下記の専用ウェブサイトもご確認ください。

なお、令和3年度中に65歳以上(昭和32年4月1日以前の生まれ)に達するかたへのクーポン券の発送は完了しています。

■■■■各医療機関での電話受付はしていません■■■■
■■■■電話予約をご希望のかたはコールセンターへご連絡ください■■■■

6月10日以降、次の医療機関が個別接種実施医療機関に追加されました

- 五十嵐記念病院(土崎港中央一丁目17-23)…すべての希望者のかたを受け付けます
 - 山崎耳鼻咽喉科医院(中通三丁目4-10)…かかりつけ患者さんを優先して受け付けます
 - 中込内科循環器科クリニック(仁井田二ツ屋一丁目8-55)…かかりつけ患者さんを優先して受け付けます
- *リーフレットの訂正…「山王整形外科医院」の備考欄に「※1」の記載がありましたが、正しくは「記載なし」です。車いす・杖をご利用のかたもご来院いただけます。訂正してお詫びいたします(健康管理課)

①ワクチン接種クーポン券を 対象者に順次お送りしています

- 希望者は必ずワクチン接種ができますので、
- クーポン券が届くのをお待ちください



②クーポン券が届いたら…

- コールセンターまたは専用ウェブサイト
- 接種日時・会場をご予約ください

予約当日は、クーポン券、予診票(クーポン券と同封)、本人確認書類、お薬手帳(お持ちのかた)をお持ちになり、会場へお越しください。

なお、予診票は必ず記入してから会場へお持ちください。また、円滑なワクチン接種のため、肩を出しやすい服装でお越しください。

◆現在何らかの病気にかかって治療を受けているかたは、あらかじめかかりつけの医療機関にご相談ください

◆集団接種会場の予約時間(下記時間の15分刻み)

時間	水・木曜 = 15:00~17:30
	土曜 = 12:30~14:00 15:00~17:30
	{ 秋田大学医学部体育館(本道キャンパス)は、 { 月~土曜 = 12:30~14:00 15:00~17:30 }
日曜 = 9:00~11:30 12:30~14:00 15:00~17:30	

昭和32年4月2日以降に生まれたかたの接種クーポン券は7月以降に順次発送する予定です

個別接種も集団接種もご予約は電話または専用ウェブサイトから

●聴覚に障がいのあるかたや、電話での問い合わせが難しいかたはFAXで健康管理課へ。FAX(883)1158

▶専用ウェブサイト から予約

下記の専用ウェブサイトをご覧ください。右記のコードを読み込んでアクセスしてください。
<https://acity-va.com>

集団接種
個別接種
共通です



おかけ間違いにご注意ください

*つながりにくい場合は少し時間をおいておかけください。

医療機関での個別接種希望のかた

▶秋田市個別接種予約コールセンター

☎018(838)5456 毎日 9:00~18:00

集団接種希望のかた・各種お問い合わせ

▶秋田市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター

☎018(803)6800 平日のみ 9:00~18:00

* 4・5頁に掲載した情報は令和3年6月18日現在のものです。最新情報は、市ホームページなどご確認ください。

国民健康保険税の減免

新型コロナウイルスの影響により、国民健康保険税の納付が困難な場合は減免できる場合があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



◆広報ID番号 1025092

対象(主たる生計維持者＝原則世帯主)

1 主たる生計維持者の令和3年中の事業収入などが、昨年と比べて10分の3以上減少することが見込まれる世帯のかたで、①主たる生計維持者が事業を廃業したかた、または、②主たる生計維持者が失業したものの雇用保険を受給できないなど、既存の非自発的失業者の軽減制度に該当しなかったかた

- * 前年の主たる生計維持者の合計所得が1,000万円を超えているかた、減少した事業所得など以外の所得が400万円を超えているかたは対象外です。
- * 持続化給付金などの給付金は、事業収入に含まれません。

2 主たる生計維持者が死亡または重篤な症状となった世帯のかた

■国保に加入していて、新型コロナウイルスの影響により就労できなかったかたへ「傷病手当金」を支給します

適用期間は令和2年1月1日から令和3年9月30日まで。申請には医療機関や事業主からの証明が必要となります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。かお問い合わせください。

◆広報ID番号 1025594

■納付の猶予制度があります

国民健康保険税の納付が困難な場合、申請により1年間、納付の猶予を受けることができます。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ▶国保年金課の各担当へ
減免＝賦課担当☎(888)5632
傷病手当金＝給付担当☎(888)5630
納付猶予＝収納推進室収納担当☎(888)5635

介護保険料の減免

新型コロナウイルスの影響により、介護保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料が減免または免除となる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ▶介護保険課☎(888)5672

子育て世帯生活支援特別給付金

ひとり親世帯のかた向け。支給額は児童1人につき5万円です。児童扶養手当を受給しておらず、下記の対象となるかたは申請をしてください。申請書は、市ホームページからダウンロードできます。◆広報ID番号 1029051

対象

- ▶ 公的年金などを受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていないかた(児童扶養手当の支給制限限度額を下回るかた)
- ▶ 令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、児童扶養手当を受給しているかたと同じ水準になっているかた

問い合わせ▶子ども総務課☎(888)5697

発熱などの症状があり受診を希望する場合は、まずはかかりつけ医に必ず電話でご相談ください

かかりつけ医がないなど、医療機関に迷う場合は、下記の「あきた新型コロナ受診相談センター」へご相談ください。紹介された医療機関を受診する際は、必ず事前に受診先へ電話してください。

- ☎(866)7050 / 24時間対応
- ☎0570-011-567 / 8:00~17:00
- ☎(895)9176 / 8:00~17:00